

## 1 地域協議会とは

社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たって、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにするため、各地域に「地域協議会」を整備していくこととなっており、市では既存の会議体を活用するもの

(佐世保市地域福祉計画推進委員会条例(所掌事務)第2条第4号に規定)

### ※社会福祉充実財産とは

再投下対象財産のことで、「活用可能な財産」から「控除対象財産(将来必要な財産等)」を控除した残りの財産

## 2 地域協議会の役割

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

## 3 社会福祉充実計画のポイント

